

大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則及び大田市公共下水道使用料等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月8日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第3号

大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則及び大田市公共下水道使用料等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則

(大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第1条 大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則(令和2年大田市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第92条中「第21条の14」を「第21条の13」に改める。

第93条中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

(大田市公共下水道使用料等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部改正)

第2条 大田市公共下水道使用料等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則(令和2年大田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改め、「及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。